

請願第4号

国に対し「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める請願

紹 介 議 員
米 重 健 男
和 島 一 行
飛鳥井 佳 子

国に対し「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める請願

【請願の趣旨】

ひとたび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば人道的な観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限りの救済の道を開くことが必要です。

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

再審は、有罪判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度ですが、現行の法律では捜査で集められた証拠を開示する規定が明文化されておらず、真実を明らかにすることが難しいのが現状です。これまで再審無罪となったえん罪事件において、検察や警察が無罪を示す証拠を公判に提出せず、隠し続けていたことが明らかになっています。再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。えん罪事件をなくすためには、証拠をすべて開示させる制度が欠かせません。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理を長期化させることは、人道的観点からも許されません。

再審請求に基づき再審開始決定が出された時は、ただちに再審公判を開き、救済を図らなければなりません。検察は再審開始決定に不服があれば、再審公判の中で主張すべきです。ドイツではすでに50年以上も前に再審開始決定に対する検察の上訴を禁止しています。

つきましては、貴議会におかれましても、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、国に対する「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書の採択をしていただきますようお願いいたします。

【請願項目】

- 1 再審請求手続きにおける検察の手持ち証拠の全面的な開示
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止
を内容とする意見書を国へ提出していただきたく請願します。

令和4年11月25日

請 願 者

向日市議会議長

富 安 輝 雄 様